
令和元年6月20日

報道各位

大阪堂島商品取引所

米穀における現物先物取引価格調整表につきまして、別添のとおり、
制定しましたのでお知らせします。

以上

令和元年6月20日制定

農産物（新潟コシ）現物先物取引価格調整表

令和元年8月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標準品	平成30年産 新潟コシ（新潟県産コシヒカリ） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うち玄米1等品		
受渡供用品	新潟県産コシヒカリ 農産物検査法に基づく検査規格水稻うち玄米1等品及び2等品		
	平成30年産		
	1等	2等	
	調整額	調整額	
	減額600円		

【備考】

- 受渡品故障申立て（品質不良に限る）の値引限度額は、60kgにつき600円とする。
- 新潟県産コシヒカリの作柄表示地帯は以下のとおりとする。
 - 一般 …… 下越北（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町）
下越南（新潟市、燕市、五泉市、弥彦村、阿賀町）
中越（長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、田上町、出雲崎市、刈羽村）
上越（糸魚川市、妙高市、上越市）
以上のいずれかを生産地とするもの
 - 岩船 …… 村上市、関川村、粟島浦村のいずれかを生産地とするもの
 - 魚沼 …… 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町のいずれかを生産地とするもの
 - 佐渡 …… 佐渡市を生産地とするもの
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年、等級及びBL（Blast Resistance Lines）品種又は非BL（従来）品種の別が同一のもの
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgのもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの

令和元年 6 月 20 日制定

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

令和元年 8 月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標準品	平成 30 年産 東京コメ（群馬県産あさひの夢、栃木県産あさひの夢、埼玉県産彩のかがやき、千葉県産ふさおとめ、千葉県産ふさこがね） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品		
受渡供用品	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等品及び 2 等品		
	平成 30 年産		
	1 等	2 等	
	調整額	調整額	
	減額 600 円		

【備考】

- 受渡品故障申立て(品質不良に限る)の値引限度額は、60kgにつき 600 円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程(農林水産省告示第 244 号)に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(農林水産省令第 63 号)第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg のもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

令和元年6月20日制定

農産物（秋田こまち）現物先物取引価格調整表

令和元年8月限適用

大阪堂島商品取引所

(60 kgにつき)

標準品	平成30年産 秋田こまち（秋田県産あきたこまち） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品		
受渡供用品	秋田県産あきたこまち 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米1等品及び2等品		
	平成30年産		
	1等	2等	
	調整額	調整額	
	減額600円		

【備考】

- 受渡品故障申立て(品質不良に限る)の値引限度額は、60kgにつき600円とする。
- 本所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程(農林水産省告示第244号)に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(農林水産省令第63号)第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の規定に基づく日本工業規格によるフレキシブルコンテナ(以下「フレコン」という。)のうち食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条第1項の規定による容器包装等の規格又は基準を満たすフレコンに積載され、1コンテナの量目が正味1,020kgであるもの、又は農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgであるもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの